

令和8年度沖縄県介護に関する入門的研修事業 業務委託企画提案公募要領

1 委託業務名

令和8年度沖縄県介護に関する入門的研修事業に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の背景及び目的

本県の高齢化は今後も進み、将来的に福祉・介護人材が不足すると予測されている。

そのような中、民間事業者等が提供するeラーニング動画等を活用し、定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者など、これまで介護と関わりがなかった者が、介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学び、かつ、介護の業務に携わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入促進を図るため、本研修を実施する。

また、将来の担い手となる若年層・学生に対し、介護の仕事を理解し、介護現場への参入意欲を高めるため、県内の高等特別支援学校において、対面による研修を実施する。

研修修了後においては、介護分野での就労を希望する者について、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施などにより、研修修了者の介護分野への介護人材の確保を図る。

4 委託上限額

3,097,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務の内容

「令和8年度沖縄県介護に関する入門的研修事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 原則として法人格を有していること。また、概ね1年以上、本研修以外で安定した運営実績があり、本研修の遂行に必要な介護の知識及び経験を有していること。
- (2) 本県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括することができる者であること。
- (3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- (4) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の

- 収支の状況を明らかにする書類を整備することができる者であること。
- (5) 研修を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
- (6) 受講者の研修に係る書類等研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われること。
- (7) 本県又は他の都道府県において、過去に研修事業の不指定又は指定の取消し等の処分を受けていたり、研修事業の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (9) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (12) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行うことができ、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (13) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格の（1）から（11）の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（12）の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募方法等

- (1) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件までとする。
- (2) 募集期間
令和8年6月26日(金)から令和8年7月16日(木)まで

(3) 質問の受付

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式6】を提出すること。

ア 受付期限：令和8年7月3日（金）午後4時（厳守）

イ 提出方法：電子メール ※タイトルに「介護に関する入門的研修事業」と表記すること。

ウ 提出場所：沖縄県保健医療介護部高齢者介護課

E-mail：aa021156@pref.okinawa.lg.jp

(4) 質問に対する回答は、沖縄県ホームページへの掲載により行う。

回答日：令和8年7月10日（金）を予定

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和8年7月16日（木）午後4時（厳守）

イ 提出方法：持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取り、提出期限内に到着すること。

ウ 提出場所：沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 介護保険人材班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階

TEL：098-866-2214

8 企画提案書等の提出書類及び必要部数等

提出書類については、以下のとおりとし、(2)～(6)については左端を仮綴じし（A4長辺側を穴開け）、通し番号でページを付して下さい。

- (1) 【様式1】企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案書（任意様式、A4版10枚以内（表紙含む）、両面印刷の場合は、20頁まで可、A4版以外は一切不可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
- (3) 【様式2】会社・法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
- (4) 【様式3】経費見積書（各積算費目の内訳と単価を記載）・・・・・・・・ 6部
- (5) 実施体制図（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
- (6) 【様式4】業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
- (7) 【様式5】誓約書（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）・・・・ 1部
- (8) 共同企業体協定書（任意様式、共同企業体による応募の場合のみ）・・・ 1部

※企画提案書内には以下について記載すること。

- ・ 事業目的
- ・ 研修の周知方法
- ・ 提案内容、実施体制、事業計画
- ・ 全体スケジュール（予定でも可。周知・開催時期も示すこと。）
- ・ 介護就労希望者への支援

9 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

応募者が4社以上の場合は、高齢者介護課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及

び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認した上で、全て第二次審査の対象とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。

また、第二次審査に関する留意事項は以下のとおりとする。

ア 提出した企画提案書を用いて説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ただし、eラーニングシステムのデモンストレーションを行うための端末（PC・タブレット等）の持ち込み・実演に限り認める（インターネット接続環境は提案者自身で用意すること）。

イ 時間配分はプレゼンテーション15分、質疑10分とする。

ウ 審査会場への入場者は3人以内とする。

エ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位以降の者を繰上げて選定することがある。

オ 選定委員会では、次の観点から審査を行う。

- ① 事業目的の理解
- ② 研修の周知方法
- ③ 提案内容、実施体制、事業計画
- ④ 介護就労希望者への支援
- ⑤ 費用の積算

10 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	6月26日（金）
(2) 質問締切	7月3日（金）午後4時（厳守）
(3) 質問回答	7月10日（金）
(4) 公募締切	7月16日（木）午後4時（厳守）
(5) 第一次審査（書面審査）	7月下旬
(6) 第一次審査結果通知	7月下旬
(7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）	7月下旬
(8) 第二次審査結果通知	7月下旬
(9) 委託契約	7月下旬以降

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査は非公開で行われ、内容及び経過等については公表しない。また、採否に関する異議申立て等は受け付けない。

- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

◆契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本要領に違反すると認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県保健医療介護部高齢者介護課と受託業者で別途協議して決めることとする。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
 沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 介護保険人材班 担当：上里
 e-mail：aa021156@pref.okinawa.lg.jp

※タイトルに「介護に関する入門的研修事業」と表記すること。

電話：098-866-2214

FAX：098-862-6325